



大館市子育てファミリー支援事業

～子育て支援サービス利用料助成～

大館市では、第3子以降のお子さんがお生まれになった世帯に対して、「子育て支援サービス」の利用料を助成します。



対象者

※以下のすべての要件に該当するかた



3人目の子どもが
生まれたら
申請しましょう♡

対象者	1	保護者が大館市に住所を有していること（注1）
	2	第3子以降の子が生まれ、その子を含む3人以上の子どもを養育していること（注2）
	3	就学前の子どもを養育していること

注1）保護者のうち、お一人でも該当する場合は、要件を満たしていることになります。

注2）保護者の再婚等により養育する子が増え、3人以上になった場合も対象となります。また、離婚等により養育する子が減り、3人未満となった場合は対象外となります。（ここでいう子の年齢は問いません）



助成内容

※各事業を利用する際は、事前登録・申請が必要となります。

助成額	対象事業の利用料全額		※就学前のお子さんが利用した場合に限ります。 ※助成額の上限は、各年度、世帯で15,000円です。
対象事業 ・ 実施施設等	1	トワイライトステイ（夜間養護等事業）	白百合ホーム
	2	一時預かり事業 ※幼稚園型を除く	白百合ホーム、たしろ保育園
	3	病児保育事業（病児保育、病後児保育）	マミースマイル、エンジェル
	4	ファミリー・サポート・センター事業	秋田県北 NPO 支援センター
	5	その他、市長が認める事業	・インフルエンザ予防接種 ・おたふくかぜ予防接種 ・子育てタクシー



申請方法



申請に必要な書類	1	大館市子育てファミリー支援事業助成申請書
	2	子を養育していることが分かる書類の写し ※お子さんと同居している場合は不要です
	3	振込を希望する口座の情報が分かる通帳ページの写し
	4	申請者の本人確認ができるもの（運転免許証等） ※写真つきでない場合は2種類必要
↓ 対象事業をご利用いただいたら・・・ ↓		
助成金お受け取り	上記申請により「利用料の助成」が決定した方は、ご利用になった「領収証（対象事業を利用したことを証する書類）の写し」を大館市子ども課にご提出ください。審査ののち、直近の支払日に助成金をお支払いします。	
助成金支払日	6月末日・9月末日・12月末日・3月末日・4月中旬	



※詳細は、おおだて子育てねっと(<https://www.city.odate.lg.jp/kosodate>)をご覧ください。下記へお問い合わせください。（裏面に掲載しているQ&Aもご確認ください。）

❀お問い合わせ先❀ 大館市福祉部子ども課子育て支援係 ☎0186-43-7053

大館市子育てファミリー支援事業 Q & A

Q1	小学生の子が利用したサービスも助成対象になりますか？
A1	なりません。助成対象となるのは「就学前のお子さん」が利用したサービスに限ります。
Q2	大館市以外の子育て支援サービスも助成対象になりますか？
A2	助成対象となる場合がありますので、 <u>利用する前に必ず子ども課へお問い合わせ</u> <u>させていただきますようお願いいたします。</u> なお、表面の対象事業に記載のない事業（例えばベビーシッターによる預かりサービス等）は、原則、対象外となります。
Q3	申請書類を郵送で提出することはできますか？
A3	できます。また、助成金の受け取りに必要な「領収証等のコピー」も郵送可能です。 その際は、表面『申請に必要な書類』1～4を忘れずに添付し、 <u>簡易書留</u> など子ども課に届いたことが <u>確実に確認</u> できる方法での郵送をお願いいたします。
Q4	サービスを利用した後に申請しても助成を受けられますか？
A4	年度内であれば、サービス利用後の申請でも助成対象となりますが、事前申請により助成決定を受けてからサービス利用されることをお勧めします。 なお、対象者の要件を満たす前に利用したサービスは助成対象外となります。
Q5	大館市へ引っ越してくる前に、他市町村でファミリー支援事業の助成を受けていましたが、大館市でも助成を受けられますか？
A5	他市町村での助成の状況によりますので、事前にお問い合わせください。
Q6	所得制限により助成を受けられないことはありますか？
A6	所得制限は設けておりませんので、所得により助成を受けられないことはありません。
Q7	他の助成と併給することはできますか？
A7	できる場合がありますので、他の助成を受ける場合は、お問い合わせください。